

大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市条例第8号

大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大和市国民健康保険税条例（昭和27年大和町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「5.95」を「7.80」に改める。

第4条中「19,200円」を「24,600円」に改める。

第5条第1号中「19,800円」を「25,200円」に改め、同条第2号中「9,900円」を「12,600円」に改め、同条第3号中「14,850円」を「18,900円」に改める。

第6条中「2.20」を「2.95」に改める。

第7条中「7,200円」を「10,200円」に改める。

第8条第1号中「7,800円」を「10,200円」に改め、同条第2号中「3,900円」を「5,100円」に改め、同条第3号中「5,850円」を「7,650円」に改める。

第9条中「1.30」を「2.70」に改める。

第10条中「7,200円」を「12,600円」に改める。

第11条中「4,800円」を「9,000円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「13,440円」を「17,220円」に改め、同号イ（ア）中「13,860円」を「17,640円」に改め、同号イ（イ）中「6,930円」を「8,820円」に改め、同号イ（ウ）中「10,395円」を「13,230円」に改め、同号ウ中「5,040円」を「7,140円」に改め、同号エ（ア）中「5,460円」を「7,140円」に改め、同号エ（イ）中「2,730円」を「3,570円」に改め、同号エ（ウ）中「4,095円」を「5,355円」に改め、同号オ中「5,040円」を「8,820円」に改め、同号カ中「3,360円」を「6,300円」に改め、同項第2号ア中「9,600円」を「12,300円」に改め、同号イ（ア）中「9,900円」を「12,600円」に改め、同号イ（イ）中「4,950円」を「6,300円」

に改め、同号イ（ウ）中「7, 425円」を「9, 450円」に改め、同号ウ中「3, 600円」を「5, 100円」に改め、同号エ（ア）中「3, 900円」を「5, 100円」に改め、同号エ（イ）中「1, 950円」を「2, 550円」に改め、同号エ（ウ）中「2, 925円」を「3, 825円」に改め、同号オ中「3, 600円」を「6, 300円」に改め、同号カ中「2, 400円」を「4, 500円」に改め、同項第3号ア中「3, 840円」を「4, 920円」に改め、同号イ（ア）中「3, 960円」を「5, 040円」に改め、同号イ（イ）中「1, 980円」を「2, 520円」に改め、同号イ（ウ）中「2, 970円」を「3, 780円」に改め、同号ウ中「1, 440円」を「2, 040円」に改め、同号エ（ア）中「1, 560円」を「2, 040円」に改め、同号エ（イ）中「780円」を「1, 020円」に改め、同号エ（ウ）中「1, 170円」を「1, 530円」に改め、同号オ中「1, 440円」を「2, 520円」に改め、同号カ中「960円」を「1, 800円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大和市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度分以後の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。